

個人情報ファイル簿	
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	和歌山県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3本（国）籍、4住所、5電話番号、6職業、7勤務先、8勤務先電話番号、9生年月日、10撮影年月日、11原許可年月日、12原許可番号、13許可年月日、14許可番号、15許可の有効期限、16更新申請期間、17用途、18銃種、19型式、20メーカー名、21モデル名、22口径、23銃番号、24輸入打刻番号、25民生移転番号、26銃全長、27銃身長、28弾倉型式、29充てん可能弾数、30適合実包、31替え銃身（銃身長・適合実包）、32機関部塗色、33銃身塗色、34特記事項（特徴・特徴箇所）、35許可取消事由、36許可失効事由、37銃ステータス、38管轄警察署
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）和歌山県警察本部情報公開コーナー
	（所在地）和歌山市小松原通一丁目1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1から4まで、17、26、27及び31から33までの記録項目に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府例第16号）

		第32条による。
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		<input checked="" type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		(名 称) 和歌山県警察本部情報公開コーナー (所在地) 和歌山市小松原通一丁目1番地1
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	—
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
備 考		